



浦道第32号
平成19年5月11日

国土交通省道路局長様

浦安市長 松崎秀樹



中期的な計画の作成にあたってのご意見の提出について（回答）

平成19年4月2日付け国道企第114号で依頼のありました中期的な計画の作成にあたっての意見は下記のとおりです。

記

1. 本市の道路事情と整備内容

本市の大半の道路整備は、埋立事業に伴う千葉県企業庁や都市再生機構による土地区画整備事業として施工され、ほとんどの道路が舗装整備済みである。

しかしながら、臨海地域と旧市街地では道路形状や幅員に大きな差異があり、旧市街地の抜本的な道路改良・改修には用地買収が伴い早期実現は困難な状況である。

これに対して現在の道路整備の対象が、過疎地域や都市部の道路整備に重点がおかれており、本市のような小規模都市における道路整備事業（歩道段差の解消や点字ブロックの設置・狭隘道路の解消など）とは、差異があるように思える。また、道路局所管の国庫補助の採択基準が、地区を対象とした統合補助制度（複数の事業をパッケージ化したもの）となっており、個々の路線ごとの整備では採択されないのが実情である。

本市においては、地区ごとの整備はほぼ完了しており、補助事業の導入は困難な状況であることから、地区の実情に応じ路線ごとの整備でも採択される運用基準に改善されるよう要望する。

2. 道路特定財源について

道路特定財源をめぐる問題は、今後も再燃する公算が大きくこのため継続

的な道路整備の必要性を強くPRする必要がある。

とりわけ道路整備事業が無駄な公共事業の見本のように一部で報じられているが、このような疑念を払拭するとともに限られた道路整備事業を投入し社会資本の充実を図る観点から効果的・効率的な事業執行に努めるべきであると考える。

さらに誤った風評を是正するため、道路整備の前後を比較評価し事業効果が著しい事例などを積極的にPRすべきである。